埼機会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は埼機会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦、発展、向上を図り、母校たる埼玉大学との連絡を保ち、その興隆に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 本会則で「本科」とは、埼玉大学の機械工学科の学科および専攻をいう。

(事務局)

第4条 本会の事務局は本科内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員、特別会員及び学生員をもって組織する。

(正会員)

第6条 本科を卒業または修了したものは正会員となる。但し、 本科に在籍したもので本人の希望のあるときは、幹事会 の決議により会長の承認を得て正会員となることがで きる。

(特別会員)

第7条 本科の現旧職員は特別会員とする。

(学生員)

第8条 本科在学生は学生員として本会に加入できる。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会には下記の役員をおく。

1. 会長 1名 幹事会の推薦により総会に於いて決定し、会務を総理する。

- 1. 副会長 2名
 - 幹事会の推薦により総会に於いて決定し、会長事故ある時は これを代行する。
- 1. 事務局長 1名

幹事会の推薦により総会に於いて決定し、本会務を監督する。

1. 常任幹事 若干名 幹事中より若干名を互選し、総務、会計、その他本会の運営 に必要な会務を分担する。

1. 幹事

正会員の中より卒業年次毎に、更に必要のある時は修了年次毎に若干名を選出し、会長が委嘱する。

1. 学生幹事

学生員の中より若干名を選出し、会長が委嘱し、本会と本科 在学生との連絡事務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は委嘱を受けた時より原則として 1 年とし、 重任を妨げない。幹事に欠員を生じたとき、または必要 あるときは感じ会の推薦により会長が委嘱することが できる。

(名誉会長等)

第11条 本会は幹事会の推薦により、名誉会長、顧問をおくことができる。

第4章 組織

(総会)

- 第12条 総会は会長が招集する。定例総会は原則として毎年1回 開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第13条 総会の目的、日時および場所については会員に予め通知 される。
- 第14条 次に掲げる事項は、これを定例総会に提出し、その承認 を得なければならない。
 - 1.収支決算
 - 2.資產目録
 - 3.会務報告
- 第15条 本会則の改廃、並びに重大な予算の計上、運営方針及び

資産の処分に関する件は総会の決議を経なければならない。

第16条 総会の議事は出席正会員の過半数を以ってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。総会に欠席する正会員は、書面を以って総会に於ける議決権の行使を議長又は他の出席会員に委任することができる。

(幹事会)

第17条 幹事会は総会前および必要に応じて開催し、会長がこれ を招集する。

第18条 幹事会は次の事項を処理する。

- 1.総会への報告又は提出事項の立案ないし判定。
- 2.運営、予算および資産事項の立案ないし判定。
- 3.その他会務執行に必要な事項。

(常任幹事会)

- 第19条 本会の目的を達成する為、随時、常任幹事会を開き主と して次の事項を処理する。
 - 1.会務執行に関する件。
 - 2.会計及び資産管理に関する件。
 - 3.その他の事故の処理に関する件。

(特別組織)

第20条 会長は、幹事会の判定及び総会の承認を経て、本会の目的を達成する為の特別の組織を設けることができる。

第21条 前条の組織運営は、常任幹事又は会長が委嘱した会員が 担当する。

第5章 財源

(会費)

第22条 本会の正会員は内則に定める年会費を納入するものとする。

(経費)

第23条 本会の経費は会費寄付金その他の収入を以ってこれに 充てる。

内 則

会計年度行事参加等のための要件

- 1.本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2.正会員が埼機会の行事(総会を除く)に参加する場合や、埼機会の発行する出版物を取得する場合は、当該年度分から現年度分までの会費を納入しなければならない。

納入会費の取扱い

2.2 納入された会費は、原則として正会員が会費を納入した日が属する年度およびそれ以降の年度分として取り扱う。

変更届出

3.会員は転居、改姓名その他一身上の異動を本会事務局に届け出ることを要する。

会費額

4.年会費は1,000円とする。

会費徴収

5.会費徴収の時期及びその方法については、本会事務局の指示による。

疑義解釈

6.本会会則に疑義を生じたときは幹事会の解釈による。

会則発効

7.本会会則は昭和 61 年 11 月 8 日に発効し、当該発効の日を以って昭和 42 年 3 月 18 日に制定させれ、昭和 58 年 9 月 24 日に一部改正された埼玉大学理工学部機械工学科同窓会会則を廃止する。

会則発効

7.2.本会会則は昭和 63 年 11 月 19 日よりこれを施行する。

以上